

萌の会（KHJ西東京ひきこもり親の会）会則

1. この会は、萌の会（KHJ西東京ひきこもり親の会）と称し、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の西東京支部である。
2. 当会は、次のことを目的とする。
 - (1) ひきこもりで苦しんでいる子供を抱える親の自助グループとして、解決策を模索する。
 - (2) ひきこもりに関する情報収集及び情報交換を行う。
 - (3) より良い対応方法を求めて、専門家や他の自助グループと連携を密にする。
3. 当会は、次の行事をおこなう。
 - (1) 月例会 支援者、関係者等からの情報収集と会員相互の情報交換の場として毎月1回開催する。
 - (2) 講演会 精神科医、カウンセラー等専門家を招請する等、勉強会を適宜開催する。
 - (3) その他 会員相互の親睦を図るため、必要な行事を適宜開催する。（お花見、旅行等）
4. 当会の連絡場所は会長の自宅とする。

住 所 : 東京都足立区保木間 2-8-13
連絡用FAX : 03-3883-2358
5. 当会の会員は、1家族1会員とする。
6. 当会の会費は、次のとおりとする。但し、当事者の会費は免除する。
 - (1) 年会費 毎年度 1年分1回払い ¥2,000
但し、1月以降に入会した場合、当該事業年度分は免除する。
 - (2) 月例会費 参加の都度 1家族 ¥1,000
 - (3) 講演会費 参加の都度 1家族 ¥2,000
- 6-2 年会費が1年間未納となった場合は、退会したものとみなす。
7. 会員は、いつでも届出により退会することができる。但し、退会にあたり納入済みの入会金及び年会費は返金しない。
8. 会員の義務として次のことを守る。
 - (1) 会員は、当会を政治的活動、物品販売、勧誘、宗教的活動に利用してはならない。
 - (2) 会員は、相互に安心して悩みや苦しみを打ち明けあい、また他の人の意見や考えを尊重する。
 - (3) 会員は、会員相互間のプライバシーを尊重し、他の場所においてこれを開示してはならない。
9. 当会には、次の役員を置くことができる。
 - (1) 役員は、会長、副会長、総務、会計、書記、会計監査とし、必要に応じて顧問を置く。
 - (2) 役員は、原則として月例会において推薦し会長が任命する。
 - (3) 役員の任期は、原則として1年とする。但し、再任を妨げないものとする。
10. 役員会の開催は、次のとおりとする。
 - (1) 定例の役員会は、原則として月例会開催日とする。
 - (2) 会長又は副会長は、必要に応じて臨時に役員会を開催することができる。
11. 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
12. 会計監査は、毎年6月の月例会にて監査報告を行う。

付 則

この会則は、2006年4月1日から施行する。

2015年4月 一部改正